

# 重要施策に係る町民参画手続きの実施状況を 公表します（令和4年10月～12月）

安平町町民参画推進条例第6条に基づく重要施策に係る町民参画手続きの実施状況についてお知らせします。各実施結果の詳細については、町ホームページをご覧くださいか、担当課へお問い合わせください。

## 学校給食費の改定

実施状況	ワークショップ 令和4年10月31日 給食センター運営委員会部会 審議会等 令和4年12月23日 安平町給食センター運営委員会
------	--

担当課 教育委員会事務局（給食センター） ☎ ㊟ 2300

## 安平町給食センター管理規則の一部改正

実施状況	審議会等 令和4年12月23日 安平町給食センター運営委員会
------	--------------------------------

担当課 教育委員会事務局（給食センター） ☎ ㊟ 2300

## 追分高等学校の給食対応

実施状況	審議会等 令和4年12月23日 安平町給食センター運営委員会
------	--------------------------------

担当課 教育委員会事務局（給食センター） ☎ ㊟ 2300

## 眼底検査受診費用の一部を助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

### ■対象者

満40歳以上（昭和58年3月31日以前に出生された方）で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和4年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②医療機関で定期的に眼底検査を受けている方（医師の指示によりこれから眼底検査を受ける予定のある方も含みます）

### ■受診方法

- ①役場で「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。  
※「健診」扱いになるので、健康保険証は使えません。
- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。  
※助成額は5,038円が上限です。

### ■助成期間

1月2日(月)から3月31日(金)までに受診した検査が助成の対象となります。

### ■助成申請手続期限

4月14日(金)まで

問合せ（ご不明な点は下記までご連絡ください）

健康福祉課健康推進グループ ☎ ㊟ 7071